

【10】義務教育費国庫負担金(拡充)

平成20年度概算要求額:1,695,744百万円

(平成19年度予算額:1,665,912百万円)

事業開始年度:昭和28年度

事業達成年度:平成22年度

主管課

初等中等教育局財務課 (課長 関 靖直)

関係課

事業の概要

義務教育費国庫負担制度においては、公立の小・中学校(中等教育学校の前期過程を含む)及び特別支援学校の小・中学部の教職員の給与費について都道府県が負担した経費の3分の1を国が負担している。

教育再生のため、教員の子どもと向き合う時間を拡充し、学力の向上と規範意識の育成を目指す教職員配置(平成20年度から22年度の3年間で総数21,362人の定数改善)を実施し、平成20年度は初年度分として7,121人の定数改善を要求する。

必要性

(事業の背景等)

安倍総理は、内閣として取り組む最重要事項に教育再生を掲げており、教育基本法の改正やこれに伴う教育関連三法の成立が図られた。

特に、教育関連三法案の審議過程では、新たに主幹教諭が設けられることなどへの対応として、与野党通じて定数改善が必要との議論がなされ、また附帯決議もなされている。

教育再生会議の第二次報告や基本方針2007において「発達障害児など特別な支援の必要な子どものための教員(中略)の適正配置」「副校長・主幹等の教職員の適正配置」、「習熟度別指導・少人数指導の教員(中略)の適正配置、定数の適正化」などとされており、国としてこれらの喫緊の課題に取り組む必要がある。

(審議会における提言等)

- ・「経済財政改革の方針2007」(H19.6.19 閣議決定)
- ・「教育再生会議第二次報告」(H19.6.1 教育再生会議)
- ・「今後の教員給与の在り方について」(H19.3.29 中央教育審議会答申)
- ・「教育基本法の改正を受けて緊急に必要なとされる教育制度の改正について」(H19.3.10 中央教育審議会答申)

効率性

本事業を実施することにより、3年間で21,362人の定数改善が実施され、教員の子どもと向き合う時間を拡充し、学力の向上と規範意識の育成が図られる。

有効性

(施策目標)

施策目標2-1 確かな学力の育成

(上位目標のために必要な効果が得られるか)

本事業は、教員の子どもと向き合う時間を拡充し、学力の向上と規範意識の育成を図るものであり、上位目標と合致しており、必要な効果が得られると考える。

公平性、優先性

(公平性)

義務教育費国庫負担制度は、憲法26条に規定されている義務教育無償の原則に則り、教育の機会均等と水準の維持向上を図ることを目的とする制度であり、公立の小・中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)及び特別支援学校の小・中学部の教職員の給与費について都道府県が負担した経費の3分の1を国が負担するものであり、公平性が担保されている。

(優先性)

本事業は、教育再生会議第二次報告や基本方針2007における教育再生のための国として取り組むべき喫緊の課題に対応するものであり、他の事業に優先して実施すべきものである。

18年度実績評価結果との関係

特になし

広報計画

特になし

備考

特になし